

揮発油等の品質確保について

—給油所を運営するにあたって—

平成25年8月改訂版

近畿経済産業局 資源エネルギー環境部資源・燃料課

このパンフレットは次のポイントについて説明しています

- 1 登録手続きについて
- 2 規格に適合しない石油製品の販売の禁止について
- 3 揮発油の分析及び分析に関する帳簿の作成・保存について
- 4 登録内容及び揮発油品質維持計画認定に関する表示について
- 5 SQマークの表示及び帳簿の作成・保存について
- 6 品質管理者の選任について

ポイント 1 登録手続きについて

給油所を運営するにあたって、事前に経済産業省（近畿経済産業局）へ登録申請が必要です。
また、登録内容（設備の規模、品質管理者等）に変更が生じた場合は変更登録申請等が必要になります。
詳しくは、パンフレットの5頁に記載されている「登録・届出書類一覧」をご覧ください。

ポイント 2 規格に適合しない石油製品の販売の禁止について

規格（強制規格）に適合しない石油製品の販売は禁止されています。
下表は油種別の規格で、太字の部分は強制規格、細字の部分は標準規格（JIS規格を準用）を示しています。

揮発油（自動車ガソリン）の規格

項目	規格	項目	規格
鉛	検出されない	オクタン価 (リサーチ法)	1号(ハイオク)…96以上 2号(レギュラー)…89以上
硫黄分	0.001質量%(10ppm)以下	密度(15℃)	0.783g/cm ³ 以下
MTBE	7体積%以下	蒸留性状	10%留出温度…70℃以下 50%留出温度…75℃以上110℃以下 90%留出温度…180℃以下 終 点…220℃以下 残 油 量…2体積%以下
酸素分	1.3質量%以下 ※	銅板腐食(50℃、3h)	1以下
ベンゼン	1体積%以下	蒸気圧(37.8℃)	44～78kPa(寒候用44～93kPa)
灯油	4体積%以下	酸化安定度	240min以上
メタノール	検出されない		
エタノール	3体積%以下 ※		
実在ガム	5mg/100ml以下		
色	オレンジ色		

※平成24年4月1日からE10対応ガソリン車限定で酸素分3.7質量%以下、エタノール10体積%以下となった。

酸素分1.3%はETBEに換算すると約8.3質量%、酸素分3.7%はETBEに換算すると約22.0質量%

軽油の規格

項目	規格	項目	規格
硫黄分	0.001質量%以下	引火点	45℃以上
セタン指数	45以上	流動点	記載省略
蒸留性状(90%留出温度)	360℃以下	目詰まり点	記載省略
脂肪酸メチルエステル (FAME)含有量	0.1質量%以下 5.0質量%以下※	10%残油の残留炭素分	0.1質量%以下
トリグリセリド含有率	0.01質量%以下	動粘度(30℃)	1.7mm ² /s以上
メタノール含有量	0.01質量%以下※		
酸価	0.13mgKOH/g以下※		
ぎ酸、酢酸、 プロピオン酸	合計が0.003質量% 以下※		
酸価の増加	0.12mgKOH/g以下※		

※は脂肪酸メチルエステル(FAME)混合軽油にのみ適用される強制規格である。

灯油の規格

項 目	規 格
硫黄分	0.008 質量%以下
引火点	40℃以上
セーボルト色	+25 以上
蒸留性状(95%留出温度)	270℃以下
煙点	23mm 以上(寒候用のものは 21mm 以上)
銅板腐食(50℃、3h)	1 以下

ポイント 3 揮発油の分析及び分析に関する帳簿の作成・保存について

給油所で販売する揮発油については、各給油所ごとに 10 日に 1 回の分析を行い、その結果を帳簿に記載して 2 年間保存する必要があります。

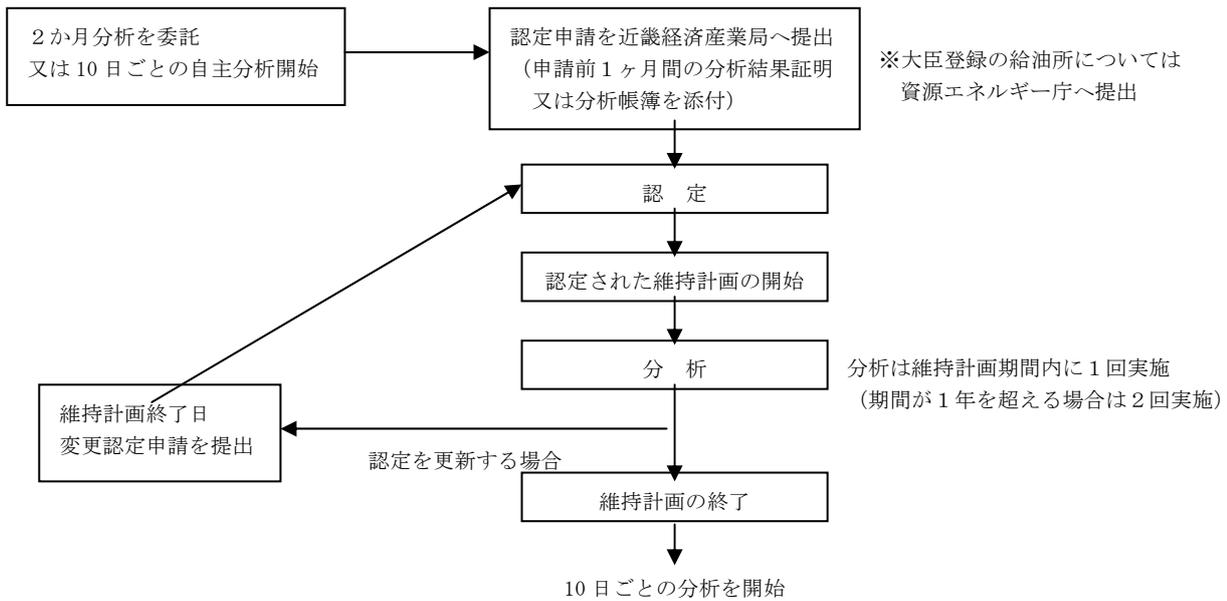
ただし、分析については経済産業大臣又は経済産業局長から、生産（確認）揮発油品質維持計画認定を受けることにより、1 年（又は認定期間内）に 1 回の分析に軽減することができます。

なお、認定後に申請書に記載されている流通経路に変更が生じた場合は、認定が失効（無効）となるため再度申請をして認定を受けるか、10 日ごとに 1 回の分析をすることが必要となりますのでご注意ください。

分析方法：給油所で分析装置を使い自ら分析する方法と、経済産業省の登録を受けた分析機関に委託する方法があります。

登録分析機関名	住 所	電 話
(社)全国石油協会 大阪試験センター	守口市東郷通 2-8-28	06-6994-9571
(社)日本海事検定協会 大阪理化学分析センター	大阪市住之江区南港中 6-2-47	06-6612-1777
(財)新日本検定協会 SK 阪神分析センター	大阪市住之江区南港中 6-2-57	06-6614-7627

[参考] 認定申請を行う場合の手続きフロー



帳簿の作成：帳簿は、分析年月日及び場所、分析した品質管理者の氏名、分析設備の種類、分析結果、揮発油の購入先、登録分析機関の名称を記載するよう規定されていますが、様式は定められていませんので各事業者において作成して下さい。

なお、帳簿は登録分析機関発行の「分析結果通知書」を利用することができます。

(分析結果を利用した帳簿作成例)

分析結果通知書				
				平成〇年〇月〇日
〒000-0000				
〇〇県〇〇市〇〇町〇ー〇				
〇〇〇〇(株) 〇〇給油所 殿				
				〇〇協会 試験センター
揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2の規定に基づき、委託を受けた揮発油の分析結果を下記のとおりご通知します。				
1. サンプル番号	〇〇ー〇〇〇〇			
2. 回収年月日	平成〇年〇月〇日			
3. 受付年月日	平成〇年〇月〇日			
4. 分析年月日	平成〇年〇月〇日			
5. 分析員氏名	〇〇〇〇			
6. 分析結果				
項目	分析結果	法定規格	分析設備及び試験方法	判定
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
※揮発油の種類	レギュラー・ハイオク			
※揮発油の購入先	〇〇石油			
※購入した日	平成〇年〇月〇日			
この分析結果通知書は※欄を追記した後2年間保存しなければなりません。				

分析油種を○で囲む →

仕入先を記載 →

回収の直前に納入した日を記載 →

ポイント 4 登録内容及び揮発油品質維持計画認定に関する表示について

給油所の見やすい場所に、氏名又は名称・登録年月日・登録番号・給油所の名称・品質管理者の氏名・揮発油の分析を委託している機関の名称等を表示する義務があります。また、揮発油品質維持計画の認定を受けている場合は、その旨の表示が必要です。

登録内容の表示例（品質維持計画の認定を受けている場合）

揮発油等の品質の確保等に関する法律に基づく揮発油の品質管理等に関する表示		} 40cm 以上
氏名又は名称	〇〇株式会社	
登録年月日	平成〇年〇月〇日	
登録番号	〇-〇〇〇〇〇	
給油所の名称	〇〇給油所	
品質管理者の氏名	〇〇〇〇	
使用する分析設備の種類 又は登録分析機関の名称	△△△△△△△△△	
生産（確認）揮発油品質維持計画経済産業省認定店（※） 計画終了日 平成〇年〇月〇日		} 10cm 以上
60cm 以上		

※認定店の表示は、品質維持計画の認定を受けた給油所である場合に限り、表示が必要です。

登録内容の表示例（品質維持計画の認定を受けていない場合）

揮発油等の品質の確保等に関する法律に基づく揮発油の品質管理等に関する表示		} 40cm 以上
氏名又は名称	〇〇株式会社	
登録年月日	平成〇年〇月〇日	
登録番号	〇-〇〇〇〇〇	
給油所の名称	〇〇給油所	
品質管理者の氏名	〇〇〇〇	
使用する分析設備の種類 又は登録分析機関の名称	△△△△△△△△△	

ポイント 5 SQマークの表示及び帳簿の作成・保存について

揮発油等が標準規格（1頁参照）に適合している場合には、計量器等にSQマークを表示することができます。

ただし、表示する前に規格に適合していることを確認し、帳簿を作成し保存することが必要です。（帳簿は2年間保存）

確認の方法：元売り等から、標準揮発油等について品質保証書を受け確認する方法等があります

帳簿記載項目：品質確認を行った年月日、品質の確認方法、品質の確認の結果、表示の期間
（様式は定められていません）



（帳簿作成例）

SQマークに関する帳簿	
帳簿作成日：平成〇年〇月〇日	
会社名及び給油所名 〇〇株式会社 〇〇給油所	
1. 区分	標準揮発油1号、標準揮発油2号、標準灯油、標準軽油
2. 品質を確認した年月日	平成〇年〇月〇日
3. 品質の確認の方法	標準規格分析生産業者等の保証による品質の確認 生産業者名：〇〇
4. 品質の確認の結果	標準規格に適合している。（品質保証書添付）
5. SQマーク表示の期間	平成〇年〇月〇日から表示している
6. 表示の場所	販売店舗の外窓、各計量器 自社所有のミニ・ローリータンクの外面に表示している

※生産（確認）揮発油品質維持計画の認定を受けている場合にあつては、認定書の写しを添付する。

ポイント 6 品質管理者の選任について

給油所ごとに有資格者（乙種危険物取扱者免状取得者など）の中から品質管理者を選任し、届け出なければなりません。また、人事異動等により品質管理者が交代した場合も選任（解任）の届出が必要となります。（届出書様式は6頁手続き例を参照）

なお、品質管理者の職務として、品質維持計画の作成及び実施、帳簿の記載、SQマークの表示の監督等を行う必要があります。

このパンフレットは、給油所を運営する方々に「ぜひ知っておいていただきたい」揮発油等の品質の確保等に関する法律のポイントを簡潔にまとめたものです。ご不明な点については下記までお問い合わせ下さい。

経 済 産 業 省

近畿経済産業局 資源エネルギー環境部 資源・燃料課

〒540-8535 大阪府中央区大手前1-5-44

TEL 06-6966-6044

FAX 06-6966-6090